

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	中村 浩二
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実③	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。						(取組項目) i) 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進 ii) 障害者の日常生活の福祉向上 iii) 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談			
事業群	指標	基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平均工賃実績も年々増加しているが、現状の課題として、 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 ③販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓が必要。 などが挙げられる。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	15,600円	16,300円	16,900円	17,500円	18,200円	18,200円(R2)	
	実績値②	14,664円(H26)	15,919円	16,389円	16,759円	17,664円		進捗状況	
	達成率②/①		102%	100%	99%	100%		順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績						R元目標	R元実績			
1	取組項目i	障害者スポーツ振興費 障害福祉課	S38-	40,140	8,933	1,594	長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者	長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。		活動指標 障害者スポーツレクリエーション教室の開催回数(回)	21	27	128%	
			29,481	8,907	1,591				27	37	137%			
			40,913	8,510	1,595	根拠法令 身体障害福祉法		成果指標 県障害者スポーツ大会参加者数(人)	1,554	1,447	93%			
									1,447	1,395	96%			
									1,395					

2	取組項目 i	障害者芸術文化活動普及支援事業費	(R2 新規) R2-4				県内に事務所を置く社会福祉法人等	芸術文化活動を行う障害者や家族、障害福祉施設、文化施設、支援学校等を支援する拠点(「障害者芸術文化活動支援センター」)を設置し、「県内の福祉施設等への相談支援」「芸術文化活動を支援する人材の育成」「関係者のネットワークづくり」「発表等の機会の創出」「情報収集・発信」を行う。	活動指標	福祉施設等にする技術等支援の回数(回)				—	
		障害福祉課		2,000	1,000	1,595		根拠法令	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	成果指標	支援を受けて芸術文化活動を行った障害者数(人)	10			
3	取組項目 ii	地域生活支援事業費	S47-	254,609	213,874	3,587	県、市町、障害者関係団体	自立した日常生活又は社会生活を営むため、点訳奉仕員養成研修等を実施したほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成を行うなど、障害者の福祉の増進を図った。	活動指標	支援市町数(市町)	21	21	100%	●事業の成果 ・意思疎通支援、移動支援、日常生活用具給付事業等に対する助成を行い、福祉の増進を図った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・障害者(児)が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援体制の整備により障害者の日常生活の福祉向上に寄与した。	○
		242,322		202,572	3,679	21					21	100%			
		障害福祉課		226,137	202,201	3,589	根拠法令	障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱	成果指標	市町に対する適切な給付の実施	実施	実施	—		
4	取組項目 ii	障害者就業生活支援事業	H14-	32,576	16,426	3,986	社会福祉法人等	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。	活動指標	センター設置箇所数(箇所)	6	6	100%	●事業の成果 ・センターについては、新たに対馬圏域への設置を目標としていたが、H31.4.1付で設置され、目標を達成することができた。 ・R1のセンター登録者数は、目標には達していないが、平成23年度以降、年々増加はしている。 【センター登録者数】 H26: 1,622人、H27: 1,520人、 H28: 1,729人、H29: 1,677人、 H30: 1,817人、R元: 1,907人	
		39,270		19,636	3,977	7					7	100%			
		障害福祉課		39,270	19,636	3,988	根拠法令	—	成果指標	登録者数(人)	2,267	1,817	80%		
5	取組項目 ii	団体運営費補助金	S53-	2,728	2,728	159	障害者関係団体	障害者福祉団体の活動を促進し障害者の福祉の向上を図るため、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会及び一般社団法人長崎県ろうあ協会の運営費に対し助成を行った。	活動指標	助成団体数(団体)	3	3	100%	●事業の成果 ・県内障害福祉1団体の運営に関する経費について助成を行った。	
		1,259		1,259	159	1					1	100%			
		障害福祉課		881	881	160	根拠法令	—	成果指標	助成団体会員数(人)	7,367	7,260	98%		
6	取組項目 ii	愛の県民運動費	S47-	9,049	1,905	1,594	募金者、障害者福祉団体、ボランティア団体、身体・知的・精神障害者	障害者の福祉向上を図るため、県民の理解を深め、善意を結集させる募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により、障害者福祉団体等が実施する障害福祉事業に対して助成を行った。	活動指標	寄付件数(件)	405	421	103%	●事業の成果 ・17の県内障害者福祉団体、ボランティア団体に対して助成を行い、障害者福祉の増進に寄与した。	
		8,667		1,939	1,591	421					418	99%			
		障害福祉課		11,250	2,012	1,595	根拠法令	愛の福祉基金条例	成果指標	寄付金額(千円)	1,733	1,797	101%		
										1,797	1,924	107%			
										1,924					

7	取組項目	長崎県障害者施策総合推進事業費	H14-	567	567	1,594	県民	障害者施策の総合的・計画的な推進に必要な事項の調査審議等のため、障害者施策推進協議会を開催した。	活動指標	障害者施策推進協議会の開催回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・障害者施策推進協議会において、県の施策等に関する報告を実施するとともに、意見を聴き、協議・検討を行った。
				350	350	1,591					1	1	100%	
				910	910	1,595					根拠法令	障害者基本法	成果指標	
8	取組項目ii	障害者差別対策事業費	H24-	5,994	5,994	3,986	県民	障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行った。	活動指標	条例説明会等の開催回数(回)	10	12	120%	●事業の成果 ・条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施した。 (相談件数) 平成27年度: 76件 平成28年度: 47件 平成29年度: 43件 平成30年度: 45件 令和元年度: 23件
				7,056	6,857	3,977					10	11	110%	
				9,100	8,614	3,988					根拠法令	—	成果指標	
9	取組項目iii	保健所精神保健費	S41-	3,358	3,358	19,133	県民	保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、適切な助言、指導を行った。	活動指標	地域精神保健医療福祉協議会ネットワーク構築のための会議出席者数(人)	500	682	136%	●事業の成果 ・精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・精神保健に関する相談機関として保健所を広く周知、認識され、相談者数が維持されている。
				2,656	2,656	19,090					500	640	128%	
				4,787	4,787	19,140					根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、地域保健法	成果指標	
10	取組項目iii	精神障害者社会参加促進事業	H27-	4,556	2,281	16,741	県民	精神障害者の自立支援、社会参加へ向け、地域の体制づくり、普及啓発等を行った。	活動指標	地域移行支援協議会開催回数(回)	9	15	166%	●事業の成果 ・保健所を中心に医療、保健、福祉関係者等が精神障害者の地域移行に関する課題等について協議することで、顔の見える関係づくりができ、地域の課題解決に向けた取組の共有ができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・目標とする退院率も概ね達成できた。 ※退院率の目標を医療計画、障害福祉計画と一致させた。
				3,813	1,908	16,703					9	15	167%	
				4,851	2,426	16,748					根拠法令	障害者総合支援法	成果指標	
		障害福祉課								90	88.8	99%		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 障害者スポーツ活動等による社会参加の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>県内各地域に出向き、スポーツレクリエーション教室を開催することで、これまでスポーツに接する機会のなかった障害者の活動の機会を広げ、さらに、障害者が身近でスポーツを楽しめるように、「障害者スポーツ人材バンク」を設置し、養成した指導者等を学校等に派遣し、スポーツの指導や模範演技等を行う活動を行った。このことにより、障害者スポーツへの取組のきっかけ、ひいては、社会参加、生活の質の向上に寄与できた。</p> <p>また、小学校の運動会と日程が重複したため参加者減となった。県大会の開催時期の検討が必要</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き今後も、障害者スポーツの普及を図るため、スポーツレクリエーション教室を開催し、障害者の社会参加、生活の質の向上に寄与し、支援を継続していく。</p> <p>また、県大会の開催時期の検討を行う。</p>
<p>ii 障害者の日常生活の福祉向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>地域生活支援事業には県事業と市町村事業があり、その組み合わせにより地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施することで、障害のある方が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与してきた。しかし、地域生活支援事業の事業費については原則国が1/2を補助することになっているにもかかわらず、実際の補助額が国の予算の範囲内に制約されてしまうことから、事業を実施している県及び市町に対して財政的なしわ寄せが生じている。</p> <p>愛の県民運動は、障害者の福祉向上を図るため、募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により障害者福祉団体が実施する障害福祉事業に対して助成金の配分を行っているが、長期にわたる低金利により運用益は低迷しており、各障害福祉事業の実施に伴い基金残高は減少傾向にある。</p> <p>長崎県障害者施策総合推進事業においては、障害者施策推進協議会を開催し、各委員から障害者計画に関する意見や、障害者に関する施策に対する意見を聴取し、協議・検討を行うことができた。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>地域生活支援事業については、九州各県同様の状況であり、九州各県障害保健福祉主管課長会議を通じて九州各県一体となって国に要望していく。</p> <p>愛の県民運動については、基金箱への寄付が主な収入源となっており、基金箱の設置等について、幅広い分野へ協力を働きかける。また、併せて取り崩し額の抑制を検討する。</p>
<p>iii 保健所における、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言・指導を行うことができた。しかし、対応困難な事例、多機関の支援が必要な事例等もあることから、専門知識を有する関係機関(福祉・医療)との情報共有などの一層の連携が必要と考える。</p> <p>医療、保健、福祉が連携した支援体制の構築については、各保健所を中心に精神障害者の社会参加に関する協議会等を設け、関係機関と協議する機会を確保することとしているが、地域の社会資源、地理的要因等地域の特性があり、圏域により取組み状況等に違いがある。今後は一層、精神障害者の地域移行に向けた課題の整理、課題解決に向けた協議を重ね、市町、相談支援事業所、医療機関等との連携した取組みを促進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>相談内容が多様化し、要因も複雑化していることから、地域関係機関と情報共有し、必要に応じて地域ケア会議を開催するなど連携体制を強化していく。</p> <p>精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、各保健所の協議会等において、コミュニケーションツールを活用し、地域の特性に応じた取組みを推進していく。</p> <p>令和2年度からは、全保健所でモデル市町を選定し、コミュニケーションツールを用いて、地域の評価・検証を行っていく。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しがいない場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	障害者スポーツ振興費	参加意欲向上のために県障害者スポーツ大会の開会式の簡素化を行った。別途分散開催や実施時期の見直しについては検討中である。	—	他の行事と重複したことにより、参加者が減少したと考えられるため、県障害者スポーツ大会の分散開催や実施時期の見直しについて引き続き検討する。	改善
		障害福祉課				
2	取組項目 i	障害者芸術文化活動普及支援事業費	R2新規	—	本事業は令和2年度からの新規事業であり、平成30年度に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障害者による文化芸術活動を普及させ、障害者の心を豊かにし、障害者の芸術活動(芸術作品)を通して、地域住民の相互理解につなげ、もって、障害者の社会参加を促進させることとしており、令和3年度も継続して実施する。	現状維持
		障害福祉課				
3	取組項目 i	地域生活支援事業費	—	—	障害者(児)の福祉の増進が図られ、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、引き続き、地域の特性や心身や生活の状況に応じた柔軟な事業の実施が必要である。	現状維持
		障害福祉課				
4	取組項目 i	障害者就業生活支援事業	未設置の圏域について、関係機関と連携しながらセンター設置の方向性を検討していくこととした。	—	引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ることで、一般就労の促進と職場定着を高めていく。 また、現在、未設置の圏域(宍岐・上五島)についても、国のセンター設置要件を満たすべく各市町及び障害福祉サービス事業運営法人等と協議を行い、センター設置の方向性を検討していく。	改善
		障害福祉課				
5	取組項目 ii	団体運営費補助金	障害者福祉団体の組織化を図るために活動における事業等の整理と課題の見直しを行うこととした。	②	障害者の福祉の向上を図るためには障害者福祉団体の運営経費の助成を通じた活動の活発化が必要であり、会員数登録増加にむけた活動内容を実施していく。	改善
		障害福祉課				
6	取組項目 ii	愛の県民運動費	—	—	引き続き障害者(児)に対する県民の理解を深めるとともに、善意を結集させる募金活動を行う。 また、この募金により造成した基金を活用し、障害者(児)の福祉の向上へ繋げるため、障害者福祉団体等が実施する事業への助成を引き続き実施する。	現状維持
		障害福祉課				
7	取組項目 ii	長崎県障害者施策総合推進事業費	—	—	長崎県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に規定されている必置機関であり、協議会を継続実施することにより障害者施策の推進を図る。	現状維持
		障害福祉課				

8	取組項目 ii	障害者差別対策事業費	—	—	本事業により、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる条例等を広く県民へ普及し、更なる啓発に取り組む。 また、相談のあった事案については確実に解決していくことが必要であるため、継続して事業を実施する。	現状維持
		障害福祉課				
9	取組項目 iii	保健所精神保健費	—	—	地域保健法の規定により設置義務付けされている機関であり、その業務についても定めがあり、継続して実施する必要がある。	現状維持
		障害福祉課				
10	取組項目 iii	精神障害者社会参加促進事業	精神障害者の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉との協議の場を活用し、地域の課題を共有化した上で、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組を推進していく。	—	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者が連携強化を図るとともに、課題等を共有し、重層的な連携による支援体制を構築することが必要であるため、継続して実施する。	現状維持
		障害福祉課				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点